

2014年度A日程入試 民法

【出題趣旨】

本問は、種類債務の特定、失火責任法、危険負担、受領遅滞といった問題についての基本的理解を問うものである。

本問では、まず、種類債務の特定の時期が問題となるが、本問でBが負担する自転車の引渡債務は取立債務であるので、判例・通説によれば、「準備・分離・通知」があれば特定することになる。従って、判例・通説によれば、設問〔1〕ではまだ特定がなく、Bはなお引渡義務を負担することになる。取立債務における特定の時期、特定前の債務者の義務などについての理解を問う問題であり、まず、特定の時期についての規範を提示し、次にその基準に従って本問における特定の有無を判断していくことになる。また、問題（2）は、失火責任法についての理解があるかどうかを見る問題である。

次に、設問〔2〕では、上記の判例・通説の基準からすれば特定していることになるので、債務者Bは、特定物債務者と同様の義務を負うことになる（債務者に信義則上変更権が認められる点が特定物債権の場合と異なることになる）。従って、債務者Bの給付義務は軽減されるが（483条）、他方、債務者は善管注意義務（400条）を負担することになり、同義務を怠った場合は債務不履行責任を負うことになる。また、同義務違反がない場合には危険負担の問題となるが、本問では整備された1台の自転車の滅失は隣家からの出火によるものであり、Bには善管注意義務違反はないと考えられるので、危険負担の問題となり、民法の規定では債権者Aが危険を負担することになる（534条2項）。ただし、債権者が危険を負担するという結論については批判が多いので、本問では、債権者主義の是非という問題についても言及することが必要である。

設問〔3〕は、Aに受領遅滞が認められるので、債務者Bの善管注意義務が自己のためにすると同一の注意（自己の財産における同一の注意）義務に軽減されることになる（なお、債務不履行説では、債務者に故意・重過失ある場合にのみ、債務不履行責任が発生するとされる）。本問では、Bの過失についての具体的記述がないため、あてはめが出来ないで、Bに自己のためにすると同一の注意義務違反があれば、Aは代金の支払いを拒否でき、なければAは代金の支払を拒否できないという結論になる（債務不履行説では、Bに故意・重過失があるか否かで結論が変わることになる）。

なお、配点割合は、設問〔1〕：〔2〕：〔3〕＝2：2：1である。

【採点講評】

設問〔1〕の種類債務の特定時期や債務者の引渡義務といった問題については、比較的多くの人が合格基準に達する解答をしていたが、失火責任法について言及している人が極めて少なかったのは意外であった。

設問〔2〕については、特定後の債務者の善管注意義務及び同義務違反がある場合の債務不履行責任について言及する答案が少なく、特定後の滅失だから危険負担の問題だとする答案が目立った。危険負担がどのような制度なのか、再度学習してほしい。

設問〔3〕は、解答が容易だったようで、多くの人が上記出題趣旨にあるような解答をしていた。